

## 厚生労働大臣の定める掲示事項

### ●入院基本料に関する事項

入院患者数 10 人に対し看護職員 1 人以上の配置にて看護業務に取り組んでいます。

日勤帯《朝 8時30分～夕 16時30分》

看護職員一人あたり 10 人以内を受け持ちます。

準夜帯《夕 16時30分～深夜 23時30分》

看護職員一人あたり 24 人以内を受け持ちます。

深夜帯《深夜 23時30分～朝 8時30分》

看護職員一人あたり 24 人以内を受け持ちます。

### ●入院時食事療養費

当院では入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

### ●保険外併用療養費

○入院期間が 180 日を超える入院

入院医療が患者様の事情により 180 日を超えて入院(難病患者等入院診療加算を算定する患者等を除く)する患者様については、180 日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金として、所定の金額を徴収いたします。

一般病棟 入院基本料 2・・・〈2, 530 円〉 〈税込金額〉